

延岡市の事業所のみなさまへ

事業系廃棄物の取扱いについて

会社、工場のみならず、学校、飲食店、商店などの自営業、個人の在宅ワーク、病院、農家、公共機関、各種団体など、営利・非営利に限らず、すべての事業活動に伴って排出される廃棄物は、「**産業廃棄物**」(法令で定められた20種類)と、その他の「**事業系一般廃棄物**」のいずれかに区分されます。

延岡市内
の事業所
から排出
される
廃棄物

産業廃棄物

法令で定められた20種類の廃棄物(裏面表1参照)
◆事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、**素材がプラスチック・金属・ゴム・ガラスであるものはすべて産業廃棄物に該当します。**
Ⓜ 上記以外のものについても業種により、**産業廃棄物**となる場合があります。

- 下記の例は事業所においては産業廃棄物になります。
- (1) プラスチック類(プラスチック箱、ビニール等)
 - (2) 商品を梱包していたビニール袋や梱包用のPPベルト
 - (3) 蛍光灯・電球・ガラス製品(ジョッキ、窓ガラス等)・陶器製品(皿等)
 - (4) 看板や標識等(プラスチック・金属・ガラス・陶器製)
 - (5) スチール製の机・椅子・棚等
 - (6) 製品等運搬時に使用するパレット

事業系一般廃棄物

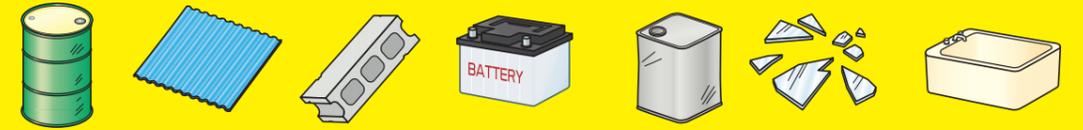
産業廃棄物以外の廃棄物(裏面表1参照)
◆**産業廃棄物以外のものが一般廃棄物となります。**
Ⓜ 業種によっては産業廃棄物となる場合があります。

- 下記の例は事業系一般廃棄物になります。
- (1) 事業所、商店等から出る紙屑・ダンボール・茶殻等の雑ごみ
 - (2) 飲食店から出る残飯・厨芥類等
 - (3) おろし小売業から出る野菜くず・魚介類等
 - (4) 従業員の飲食等により出る空き缶・空きびん・ペットボトル・弁当容器等
 - (5) 板きれ、竹、草木等
 - (6) 事業所、商店等で使用していた木製の机・椅子・棚等

事業者の廃棄物については自らの責任による適正処理が法律により定められています。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条(抜粋) (事業者の責務)

- 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
 - 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。



延岡市の清掃工場へは持ち込めません。
産業廃棄物処理業者へ処理を依頼してください。

詳しくは延岡保健所(33-5373)または宮崎県産業資源循環協会(0985-26-6881)へ問い合わせてください。



① 自己搬入

延岡市の分別ルールに従い搬入してください。
「延岡市ごみだしルールブック」をご参照ください。

展開検査等により分別が不適切と認められた場合は搬入をお断りすることがあります。

② 許可業者へ委託 (裏面表2参照)

自己搬入できない事業者の方は、延岡市の許可を有してしている「延岡市事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者」へ収集運搬を委託してください。なお、この場合もごみは分別する必要があります。

許可業者の搬入物についても展開検査等により分別が不適切と認められた場合は搬入をお断りすることもあります。許可業者へ委託する場合もごみは分別し、廃棄物の適正な処理をおねがいします。



事業所から排出されるごみは、各区のごみステーションに出すことはできません。また、市では回収しません。

～ごみ(廃棄物)は減量できます～

事業所から排出されるもの(産業廃棄物を除く)でも以下のものについては延岡市の分別基準のとおり分別されていれば、資源物として受け入れています。分別促進により、ごみ減量によるごみ処理経費削減にもつながります。

- ・紙類(汚れていない新聞、ダンボール、雑誌チラシ等の紙類)
- ・瓶類(洗浄済の一升瓶、ビール瓶等)
- ・缶類(洗浄済のジュース、ビール、缶詰等)
- ・洗浄済のペットボトル等

